

認可地縁団体 規約例と作成上の留意事項

この規約は一般的な例を示したものです。規約作成に当たっては規約例及び留意点を参考としながら、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。(地方自治法第262条の2第3項)

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

これ以外の事項に関しては、必ずしもこの規約例の通りにしなければならないというきまりはありません。各地縁団体の実情に合わせて適宜調整をしてください。

規約例	留意点
<p>〇〇自治会（町会）規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>（1） 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>（2） 美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>（3） 集会施設の維持管理</p> <p>（4） 〇〇〇〇</p> <p>（5） 〇〇〇〇</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 本会は、〇〇〇会と称する。</p> <p>（区域）</p> <p>第3条 本会の区域は、取手市〇〇町△番□号から×番□□号までの区域とする。</p>	<p>① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等、どのような表現でも差し支えありません。</p> <p>①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。</p> <p>③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>①地方自治法上では名称についての制限はありません。したがって、「〇自治会、〇町会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。</p> <p>（例）商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。</p> <p>①団体の区域は住民にとって客観的に明らかかなものとして定められる必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により</p>

<p>(入会)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会等)</p> <p>第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。</p> <p>(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p> <p>第3章 役員</p> <p>(役員の種類及び定数)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 〇人</p> <p>(3) その他の役員 〇人</p> <p>(4) 監事 〇人(役員を選任)</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員</p>	<p>会の議決が必要となります。</p> <p>②賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。</p> <p>①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。なお、認可申請時点での構成員名簿に掲載されている会員については、手続きの整合性から現に入会しているものと解されます。</p> <p>②第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。</p> <p>①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。</p> <p>②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。</p> <p>③長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。</p> <p>①必ず会長を1人置く事が必要です。</p> <p>②規約例第11条第2項の関連で、副会長を置く事を強く推奨します。</p> <p>③その他の役員は、「会計」「書記」等、具体的な名称で定めても差し支えありません。</p> <p>④監事は1人又は複数人置くことが適当です。</p> <p>①監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査するという中立的な立場を保持するために役職上避け</p>
--	---

は、相互に兼ねることはできない。

(役職の兼務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第 4 章 総会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもの

ることが好ましいです。

①法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使えなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。

②会計「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

①法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保上問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4～5年程度にするのが適当です。

②役員解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。

①総会は、団体の運営に関する事項のうち、

ほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の 1 に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 11 条第 3 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集し

規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。

②総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。

- ア 事業計画の決定
- イ 事業報告の承認
- ウ 予算の決定
- エ 決算の承認

①総会は、地方自治法 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年 1 回は開催しなければなりません。

②地方自治法 260 条の 4 の規定により、年度終了後 3 か月以内に財産目録を作成する必要があることから事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。

③年度当初から総会開催までの間は予算が成立していないと支出行為ができないので、規約例第 33 条第 2 項のように規定しておくことが適当です。

① 5 分の 1 の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

①総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 15 の規定により、少なくとも 5 日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

なければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。

②会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。

①総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。第 21 条で表決権を世帯で 1 票としている場合には、「会員」の表記を「表決権を有する会員」といった表記にすることも考えられます。(以下第 16、20、36、37、38 条に同じ)
②定足数には、第 22 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

①定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。

②議決数には、第 22 条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。

③「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の 3 分の 2 (4 分の 3) 以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。

④「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表

<p>(会員の表決権)</p> <p>第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。</p> <p>2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、(例 1) 会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。(例 2) 会員の所属する世帯につき 1 箇とする。</p> <p>(1) ○○○</p> <p>(2) ×××</p> <p>(総会の書面表決等)</p> <p>第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は書面をもって他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら</p>	<p>決権も行使することができるという意味です。</p> <p>①表決権は、会員 1 人 1 票を原則とします。</p> <p>②未成年の表決権の行使にあたっては、民法第 5 条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。</p> <p>①この規定は、前項の 1 人 1 票の原則の例外として、世帯全体で 1 票とするものです。</p> <p>②この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者 1 人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使するという意味合いになります。</p> <p>③どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると団体内で認められる事項に限られるのが一般的です。一般的には、規約変更、財産処分、解散の議決、代表者や監事の選任などに同項を適用することは、好ましくありません。</p> <p>①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。電磁的方法は、電子メールや専用ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要があります。</p> <p>①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成すること</p>
---	--

ない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名(又は記名)押印しなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をも

が必要で。

②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

①団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。

①団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。

って、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

①「財産目録」は設立時及び毎年 1 月から 3 月までに作成して、常に事務所に備え置く必要があります。

①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

①団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4 分の 3 以上の議決）により行うことが適当と考えられます。

①日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、取手市長の認可を受けなければ変更することはできない。

①事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後 3 か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第 16 条第 1 項のように通常総会を年度終了後 3 か月以内に 1 回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第 2 項のように定めておくことが適当です。

①会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとか、1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までとする例が多いと思われます。

①規約の変更は、法第 260 条の 3 第 1 項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員等の規定により変更する旨の規定はできません。

②議決数の「4 分の 3」の定数は変更できませんが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきと考えます。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

③規約の変更については、法第 260 条の 3 第 2 項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。

①解散事由は次のとおり

ア 破産

イ 認可の取消

ウ 総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の決議

エ 会員（構成員）の欠亡

②ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。

③ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

④なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。

①法第 260 条の 31 第 1 項に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

②残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、一般的には解散の決議と同様に総会員の「4 分の 3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

①規約施行上の細則等を定めることについては、会長、又は役員会等に委任する旨、総会の議決を経ることが望ましいです。細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規定等が考えられます。

①認可後に認可年月日を記入します。

②なお、「取手市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。

①年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。

①上記に同じ